

第6回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和8年4月22日（水）
10時00分～12時01分
全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【事務局】下間局長、濱見書記

議題

- 1 前回の振り返り
- 2 職員向けハラスメント実態調査アンケート案
- 3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説
- 4 議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）
- 5 その他

○次回開催 5月18日（月）13：30 場所 全員協議会室

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○川神委員長

定刻になったので、第6回議員定数等議会活性化特別委員会を開催したいと思う。
出席数は8名で、定足数に達している。

1 前回の振り返り

○川神委員長

議題の1点目、前回の振り返りについてである。これは、お手元の資料「第5回議員定数等議会活性化特別委員会要点」を見ていただければ良いため、読み上げは省略する。前回も各委員に議論をしてもらい、特に、議員政治倫理条例の確認、議会運営委員会での報告、さらには本会議場での提案と各委員からの同意を得て整理したものである。

次に、職員向けハラスメントの実態調査アンケートについて、どのようなことをやるのかを各委員から意見をもらったので、今日改めて議題として上げている。各委員の意見を伺いながら、できるだけ効果の高いアンケートを実施できたら良いというふうに考えている。

それから、議会基本条例の見直しに関する協議も行った。議会運営委員会から一部、この特別委員会に議論が付託されているので、本日、各委員に協議をしていただきたいと思っている。

振り返りということで、各委員にはまた前回の議事を見てもらい、気になることがあれば今日の会議の中でご指摘をいただければと思う。

これに関してはよろしいか。

(「はい」という声あり)

2 職員向けハラスメント実態調査アンケート案

○川神委員長

前回、各委員からいろいろと意見をもらった。事務局も入れて正副委員長で再度見直しや修正をし、できるだけ幅広く、いろいろな角度から見られるようなアンケートとなるよう事務局に作成してもらった。これについて事務局の方から説明をお願いする。

○濱見書記

資料1ページ目はURLが載っている。2ページ目以降は前回の委員会で示しているアンケートの案である。

このアンケート案の内容を、Web形式で回答できるようにLOGOフォームというソフトを使って作成した。1ページ目のURLを長押しするとブラウザが開き、Web形式のアンケート票が出るので表示してほしい。

最初は、目的や注意事項の記載。設問を答えていくと、最終的に集計ができるよう作成している。

注意点としては、前回の委員会で、複数選択肢があると事象が特定しにくいという懸念があったので、各設問一つのみ選択できるようにした。問7のところで、ほかに回答する事象がある場合は「1」を、ない場合は「2」を選んでもらうようにしている。もし「1」を選ぶと、次の事象を答えられる設問がまた六つ出てくる。それが10回繰り返されるような構成になっている。最後に送信ボタンを押してもらうと集計ができるという作りである。

ちなみにこれは動作確認用であり、本番はまた違うアドレスで展開しようと思っている。とりあえず、前回の委員会で出た意見を参考にしてWeb版を作成したので、今日、意見をいただけたらと思う。

○川神委員長

今、事務局の方から説明をしてもらい、一応、作りも見ているかと思う。

私も確認したが、これ以上にこういった説明は要るのではないか、すでにある設問に対して意見があれば、各委員からお伺いしたいと思うが、どなたでも結構である。いかがか。

○笹田委員

これは、あくまでも議会側が取っているアンケートというのは、市職員に分かるような状態で出す予定なのか。

○濱見書記

これは、あくまで議会側が作り、議会側が職員あてに依頼をして収集をするという性質のものと考えている。導入部分で説明文書を入れているが、改めて執行部に協力を求めるときには、当然、依頼文を出すなど市側に協力を依頼し、議会が収集をするということを明確に行いたいと思う。

○笹田委員

承知した。

○足立委員

調査の目的のところにアンケートの目的を記載してあるが、この「ハラスメント防止に関する条例制定等の検討」という表現は、少しニュアンスが弱いと思う。職員側からすれば、ぜひ議会側も制定してほしいという思いを含めたアンケートにしてほしいという思いもあるので、表現をもう少し鋭いものにすれば、職員にもダイレクトに伝わると思うが、いかがか。

○川神委員長

例えば具体的に、提示する文言はあるか。

○足立委員

「ハラスメント防止に関する条例制定に向けて」とか、「条例制定をどれくらいの時期に」とある程度時期を明確にすると、職員側もより前向きに受け止めるのではないだろうか。

○川神委員長

足立委員が言われるように、これは非常にまろやかに書いてあり、時期を区切るの厳しくても、例えば「条例制定に前向きに検討する」など、少し能動的な言葉が入っても良い。アンケート後、条例制定に向けての議会や特別委員会の本気度が、職員に伝わる形が望ましい。どのような文言を選ぶのか、各委員に意見はないか。

○遠藤委員

足立委員が言われたとおり、曖昧な感じではなく、条例を作る前提でアンケートをすると受け取れるよう、修正が必要である。

○芦谷委員

先進地の例では、首長のハラスメントが発生した際、副市長以下が組織ぐるみで長を擁護する体質が問題となる。このアンケートに、ハラスメントへの組織的な対応など、職員を守る機能が十分にあるかを問う設問があっても良い。

○川神委員長

まずは目的の部分について、より前向きで輪郭をはっきりさせる書きぶりにすべきとの提案があった。ほかの委員から意見はないか。まずはこの点を確認したい。

○笹田委員

現在、覚悟を持って委員会で取り組んでいるため、足立委員の言うとおり、表現を強めても良い。案があれば示してほしい。

○足立委員

ハラスメント防止に関する条例制定の検討を行っているとか、条例制定を行うにあたって、とか、条例制定を前提に、職員の思いを議会側として収集したいということ表現したいと思う。SNS上でも議員の発信が問題になっており、特別委員会として、条例を令和8年度中の制定を検討中である、との表現を入れても良いと思うが、いかがか。

○佐々木副委員長

各委員の意向に同意する。職員に対し、条例を作成する議会の本気度をどう示すかが肝要である。文面を見ると、冒頭に「働きやすい職場環境及び議会環境の実現に向け」とあるが、本気度を示す言い回し、例えば「市職員が直面している実態を重く受け止め」や「率直な意見を把握するため」といった文言へ入れ替え、より伝わる工夫が必要である。時期については「なるべく早い時期を目指して」といった表現を検討してはどうか。

○川神委員長

副委員長からの指摘どおり、冒頭で実態に触れつつ、最終的には条例制定に向けて前向きに検討しているという本気度が伝わる言葉を入れるべきである。

各委員への提案だが、出された意見を目的の部分に反映させ、文面を改めて提示したいが、どうか。

(「はい」という声あり)

ここで成文を完成させるのは時間的に困難なため、委員会終了後に速やかに修正

し、各委員に示したい。

それでは、それ以外の質問項目案について、修正や追加すべき点はあるか。先ほどの芦谷委員の追加項目の提案についても、より具体的な内容があれば示してほしい。

○西田清久委員

調査対象が管理職を含む全職員であることを踏まえると、現状はハラスメントを受けた側の質問に偏っている。ハラスメントの受け止め方には個人差があり、全てがハラスメントに該当するかどうかの判断は分かれる。

少し極端かもしれないが、行為者側の視点、例えば管理職や上司が「過去にハラスメントをしたと感じたことがあるか」といった問いもどこかに含めるべきではないか。受け手側の視点だけでは、些細な不快感も全てハラスメントと捉えられかねないが、発信側が無自覚に行っている場合もある。自らの言動を省みる視点も必要である。

○川神委員長

西田清久委員の提案は、被害経験ではなく、加害の自覚や経験という逆方向の視点からのアプローチである。重要な視点ではあるが、設問の設計は非常に難しいと感じる。これについて各委員はどう考えるか。

○笹田委員

西田清久委員の意見も重要だが、今回は議会が主導する調査であり、条例制定にあたってはパワーハラスメントが主眼となる。したがって、何をされたかという情報の収集を優先すべきである。また、加害の自覚については個人の感覚差が大きく、回答しにくい部分もあるだろう。

○今田委員

ハラスメントへの対応は、受け手側の主観に基づき訴えがなされ、その後に第三者が客観的に判断するシステムである。そのため、受け手がどう感じたかは極めて重要である。

一方で、西田委員の指摘も重要であるため、単独の設問とするよりは、問8の自由記述欄で、加害経験も含めて記入を促す設問が適当ではないか。

○川神委員長

事務局としては、現在の議論を聞いてアンケートの組み立てをどう考えるか。

○濱見書記

調査項目については、この委員会で決定した内容をWeb版で実現できるよう取り組む。行為者側の視点の設問を追加するのであれば、そのとおりに作成する。

最後の自由記述欄についても、単に「自由に」とするだけでなく、具体的な事例を書けるよう、問4のように記述例を挙げて促す手法も可能である。今田委員の提案を例示することもできる。

○西田清久委員

私もそこまで重く取り扱う必要はなく、少し触れる程度で良い。ハラスメントは上司からだけではなく逆に部下から受ける場合もある。行為者側の気持ちが少し聞ける程度で良い。

○川神委員長

独立した設問とする案もあるが、回答のしやすさを考慮し、自由記述の中で例示として触れる形を検討したいが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

そのほかにはどうか。

○笹田委員

問1で「受けたことがある」「見聞きしたことがある」と回答した際、その回数も、例えば1回、複数回、継続的なども問うべきである。

次に問4について、行為の内容だけでなく、それによってどのような影響も、例えばストレス、業務への支障、人事評価への影響、発言の萎縮などが出たかも把握すべきである。

また問2について、議員による調査である以上、「市議会議員」による行為と回答した者に対しては、より詳細な内容を、例えば高圧的言動、人格否定、公の場での叱責、プライバシーへの言及など、を聞き取るべきである。

○川神委員長

笹田委員から、具体性を高めるための3点の追加提案があった。これについて意見を求める。

○今田委員

第三者がハラスメントを判断する際、当時の感情や日時、周囲の状況は重要な基準となる。笹田委員の言うとおり、発生時の影響や感情を問4で明記させる必要がある。

○遠藤委員

市議会議員に対する設問を深掘りすべき点に加え、無記名アンケートであるからこそ、議員の氏名を任意で記入させるべきである。自らに加害の意図がなくとも、名前が挙がることで自身の言動を省みる契機となる。議員の気づきを促すためにも、任意で議員名の記入、との項目を設けるべきである。

○川神委員長

遠藤委員から、議員名の任意記入との提案があった。これについて各委員の意見を伺いたい。

○佐々木副委員長

アンケートをやるならそこまで、との考えは一理あるが、全議員に関わる問題であり、この場のみで決定するのは困難である。また、職員にとって議員との関係は極めてデリケートであり、日常的なやり取りがハラスメントと受け取られる可能性も含め、慎重な議論が必要である。全議員に諮った上で決めるべきである。

○芦谷委員

本来、行政や議会が問題を解決・把握する機能を有しているかどうか重要である。市議会におけるハラスメントの実態が浮き彫りになるような項目を設けるべきである。

○西田清久委員

個人名の有無もさることながら、行為の内容を詳細に把握することが肝要である。詳細な回答の中で特定の議員が判明する場合もあるだろう。内容に応じて個人名が必要なケースについては、記入を認めることも考えられる。

○足立委員

議員名の記入はあって然りと考える。議員名を書いても「問題ない」と明示することで、職員は回答しやすくなる。行為者側が無自覚であることによるミスマッチがハラスメントを生むため、議員側も言動を律する機会とすべきである。

○笹田委員

条例作成のための情報収集として、個人名の明記は構わないと考える。ただし、全議員に関わることであるため、各会派の代表者が持ち帰って議論し、その上で判断すべきである。1人会派への聞き取りも必要である。

また、議員に関する設問として、高圧的言動や不必要な圧力などの具体的な選択肢を設け、自由記述欄を併設する工夫も有効である。

○今田委員

加害者が自らの行為を指導や正義感と誤認しているケースは多い。認識を改めるためにも氏名記入は問題ない。ただし、名誉棄損などのトラブルを避けるため、全議員の了承を得て周知した上で実施すべきである。

加えて、目的に「議会環境の実現」とある以上、議員に対してもアンケートを行うべきではないか。

○川神委員長

各委員の意見を総括すると、議員名の記載については全議員に関わるため、一度会派へ持ち帰り、理解を求めた上で、可能であれば項目を追加することとする。

また、目的の記述については、議会の本気度を示す具体的な内容へ修正する。さらに問4に関連し、行為による影響についての設問追加も検討する。

これらを踏まえ、改めて案を提示する。

実施時期や期間については、執行部との調整が必要なため、正副委員長に一任いただきたい。

(「はい」という声あり)

適切に進めていく。本日の議論を各会派に持ち帰ってもらい、こちらはアンケート案の修正作業を行う。早急に執行部と協議し進めていくことで了承いただきたい。

○芦谷委員

一任するが、目的の部分に「本市議会では、ハラスメントを許さない地域社会を実現するため」といった前段の文言を加えることを検討してほしい。

○川神委員長

それも含めて検討する。

そのほかの項目について、事務局が作成した現案に問題はないか。

○佐々木副委員長

問1から問6において、「その他」の項目に具体的な内容を記述できるよう括弧を設けてはどうか。

○濱見書記

「その他」を選択した際、自由記述欄が表示され、500文字まで入力可能となっている。その他を選ぶと文字入力が必要となる。

○川神委員長

画面上は枠のみだが、Web上では選択により記述が可能となる仕組みである。

○今田委員

事務局に確認だが、問1で「ない」を選択した場合、以降の必須項目との整合性は保たれているか。

○濱見書記

問1で「ない」を選択すれば、問2から問6は非表示となり、問7へスキップする仕様である。再度「ある」へ変更すれば、設問が復活する動きとなる。

○笹田委員

問2が複数回答可となっているが、システム上選択できないようだが。

○濱見書記

前回の委員会の資料をそのまま今回の資料に使ったので、複数回答可が残っていた。事象の特定が困難になるとの意見を受け、Web版では一つのみ選択とし、複数の事象がある場合は問7で「別の事象」を選択して繰り返す形式としている。最大10件まで回答可能である。

○川神委員長

では、このアンケートに関しては出された意見を基に修正する。議員名の任意記入については、各会派で検討いただきたい。

そのほかに事務局から何かあるか。

○濱見書記

今日出た意見、導入部分の説明、回数や頻度、会派の意見を待つが議員名の記入、行為者側の自由記述などを実装してみる。

別の話で、個人的な意見となるが、アンケートの回答は大きく二つに分かれると思う。一つは、これを機に全て吐き出そうと考える人、もう一つは、詳細に回答すると、後で回答者を特定する動きと復讐がおこるため控える人がいるだろう。どちらが正解なのかわからないが、躊躇する職員がいるとの認識で会派の意見をまとめてほしい。

○川神委員長

このアンケートは任意であること、回答者が特定されないことを明確にするよう今後協議を進めていく。

そのほかはないか。

○笹田委員

発生頻度（回数）についての設問も追加してほしい。

「1回」「複数回」「継続的」の3択程度で聞くのが良いと考える。

○川神委員長

各委員、どうか。

○芦谷委員

一任する。

○西田清久委員

書ける範囲で回答を求めるのは良い。

○足立委員

同じである。

○今田委員

同じである。

○遠藤委員

同じである。

○佐々木副委員長

同じである。

○川神委員長

それでは、その項目を検討して挿入する。事務局、対応可能か。

○濱見書記

可能である。

○川神委員長

では、その方向で進める。これらを網羅した案を改めて提示する。

ここで、1時間が経過したため暫時休憩する。

[11 時 00 分 休憩]

[11 時 09 分 再開]

3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説

○川神委員長

先般の本会議で条例を改正したが、その上で具体的な逐条解説を各委員に示したい。重要な条例であるため、最終的には全員協議会において全議員に説明を行う予定だが、まずは当特別委員会で提案し可決された経緯を踏まえ、本委員会の委員に対し事務局から説明を行う。

○濱見書記

このたび条例を改正したため、それを機会に解説を作成した。最近の条例では、パブリックコメントの際に市民の参考に供するなどの目的で、こうした解説を付随させることが多いため、今回導入した。

特に第3条の政治倫理基準の遵守等に関する部分を大幅に改正したため、ここについては解説に加え、どのような行為が該当するかという具体例も例示している。他市

の事例を参考にしている。

分量が多いため、この場ですぐに全てを確認するのは難しいかもしれないが、各自で読み込み、意見を求めている。

○川神委員長

事前に資料を提示しており、一通り目を通したという前提で、特に気づいた点や疑問点があれば意見を伺いたい。

事例を具体的に挙げることで、この条例の運用性を高めることが逐条解説の目的である。

○遠藤委員

一通り読んだが、この議員政治倫理基準に反したとしても、何か罰則があるわけではないのか。結局は議員自身の良心に委ねる形になっていると思う。

この逐条解説によって内容は分かりやすくなったが、問題が起きた際に、これによって解決が図られるとは思えない。不勉強で申し訳ないが、これが策定されることで、例えば自身が議員として不相当とみなされた場合、どのような流れを経て最終的にどうなるのかを教えてほしい。

○川神委員長

議員政治倫理条例は、その名のとおり、議員が活動する上で遵守すべき規範である。不適切な事態を招かないよう自らを律するためのものだが、違反した場合には、第14条「政治倫理基準違反に対する措置」に基づき、政治倫理審査会が開催され、方向性が示される。

条例違反が即座に何らかの失職等につながるわけではないが、第15条「審査結果の尊重」などの規定がある。政治倫理審査会で決定がなされたとしても、それが直接的にペナルティに直結するものではないと解される。条例で規定されている範囲以上の措置を講じるのは困難であるというのが共通の理解である。事務局から補足はあるか。

○濱見書記

手続の流れを説明する。資料9ページの第4条に審査請求の規定がある。第1項に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し審査を請求し、審査会を開催させることができる。

審査会の審査を経て、第14条に基づき「審査会は、違反の事実がある場合は議長に対し、辞職の勧告その他必要な措置を講ずるよう求めることができる」という手順が踏まれる。

したがって、第3条違反が直ちに罰則に結びつくものではない。条例上の流れはこのとおりである。事務局としては、この逐条解説を含め、いずれ全員協議会等で議員に周知する。内容を確認することで議員が自らを律し、これまでの言動に問題がなかったか省みるきっかけとなるのが、最大の効果であると考えている。ただし、守る守らないは議員の判断である。

○遠藤委員

一通り理解した。最終的に第15条にあるとおり、場合によっては役職辞任や議員辞職を決断するなどの措置が示されるが、これらに法的拘束力はないという認識で相違ないか。

○川神委員長

そのとおりである。

そのほか、この逐条解説について意見や質問はないか。

○今田委員

6ページの第7号の②にある「権力者ではない一般の市民、請願者あるいは市の一般職員」という文言が気になる。「権力者」という言葉には違和感がある。市民の間に優劣はないため、「権力者ではない」という表現を削除し、「一般の市民、請願者あるいは市の一般職員を名指しで」とするのが適切である。

○川神委員長

これについては異議ないか。

(「はい」という声あり)

そのように修正する。

そのほかに気になる点や質問はないか。

なければ、各会派に持ち帰ってもらい、この逐条解説で進めることへの了解を得たい。意見があれば再度集約し、各委員の理解を得た上で全員協議会において報告・説明を行う。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

それでは、会派での検討をお願いします。

4 議会基本条例の運用等（採択した請願及び陳情への対応）

○川神委員長

議会運営委員会より、議会基本条例における採択した請願及び陳情への対応の見直し検討が当特別委員会に依頼されている。会派からの意見も出ているため、それらを踏まえ、今後、採択した請願及び陳情についてどのような対応をすべきか、当委員会で方向性を決定したい。

これに関し、各会派からの意見を伺いたい。では、浜風の郷から。

○足立委員

浜風の郷としては、記載のとおり、採択後のフォローアップやその後の進捗状況を各委員会で制度化すべきである。これにより、請願・陳情に対する適切な支援やフォローができていくかを明確化できるため、ぜひ制度化してほしい。

○西田清久委員

陳情・請願が採択されれば執行部が動くが、中身の優先順位や重要性には様々な視点があるため、そのあたりは執行部に委ねる。ただし、浜風の郷の提案どおり、ある程度の制度化は重要である。

○芦谷委員

現状はどうなっているのか。市長からの報告はあるのか。

○濱見書記

請願や陳情の内容、担当課の受け止め方にもよるが、私は、採択された請願の結果を紹介議員に報告したことが2件ある。

全ての案件で報告がなされているかは把握できていないが、おそらく議会への報告がないために、このような条例運用の見直しの意見が出ているのだと推察する。条例では議会側から報告を求める規定があるが、実際に報告を求めている例は少ない。この運用のあり方について議論が必要である。

○芦谷委員

結果については、適切に市長の見解を求めるべきである。

○笹田委員

請願や陳情については各担当委員会で対応している現状があるが、その手法が定まっていないため、ここで十分に議論すべきである。請願の進捗管理を求める請願も出されており、各委員会で取扱いを検討している最中である。

足立委員が指摘したとおり、ホームページに進捗状況などが掲載されていないし、委員会での活動を市民に伝えるためにも、公表を行うべきである。進捗状況を確認しているということは、それに対する対応を委員会で逐次協議しているということであり、市長に伝えている形にはなると認識している。請願についても実施可能な範囲の整理が必要であるため、このような提案をしている。

○川神委員長

議会運営委員会では、背景として「現状において継続的かつ十分な検証が行われていないのではないか」という認識の下、この議論が特別委員会に付託された。委員会によっては所管事務調査などで対応しているケースもあるが、全体としては採択案件の進捗について、議員間で共通認識を持てているとは言えない。

この状況を解消するためにどのような方策を取るべきか。案として、①「請願・陳情進捗管理表」の統一フォーマット作成と一元管理、②所管の常任委員会による検証の義務化、③議会による検証の義務化、④執行部への「定期報告」の定例化、などが挙げられている。

議会として責任を果たす観点から、どのような対応が望ましいか、改めて各委員から意見を求める。

○笹田委員

公明クラブの提案内容は第10条の条例を変更するものか。議運では条例変更はしないという話であったはずである。

○佐々木副委員長

変更ではなく、内容をより明確にするという趣旨である。

○遠藤委員

浜風の郷の提案どおり、議会ホームページに「対応中」「一部実施」「完了」「対応不可」といった状況を表示すべきである。

○川神委員長

採択した請願・陳情については、委員会はもとより最終的には議会全体の責任において共通認識を持つべきである。そのためのツールとして、統一フォーマットでの一元管理やホームページでの公表は必要である。

作業主体については、全員協議会で検証対象を判断するなどの案もあるが、常任委員会をベースとするのが基本である。一元管理を行い情報提供すべきであるという点では一致していると思う。

具体的な手法については各会派で持ち帰り検討し、再度協議した上で当委員会の方針を決定したい。もし、この場で進めるべき方向性があれば意見を伺いたい。

○佐々木副委員長

浜風の郷の提案は採択した全案件を対象とする趣旨だと思うが、近年、膨大かつ複雑な案件が増加している。全てを追うのではなく、継続的な注視が必要だと判断した案件に絞ってはどうか。全てを対象とすることは膨大な労力を要し、必ずしもプラスになるとは限らない。市民生活に大きな影響があると委員会が判断した案件を重点的に追うべきではないか。

○笹田委員

請願の多さは承知しているが、採択された以上は全議員で決定した事項であり、全て真摯に受け止めるべきである。注視するかどうかの判断は委員会で行えば良いが、一つひとつの案件を丁寧に扱った上で、委員会で整理すべきである。

案3の「議会による検証の義務化」についても、全員協議会で議論するよりは、委員会で十分に議論し、その結果を委員長が全員協議会で報告する形が適当である。

○川神委員長

副委員長からは事務負担への懸念、笹田委員からは全案件を尊重すべきという意見が出た。基本的には採択されたものは尊重されるべきだが、その後の運用や検証については委員会の判断が尊重される。ただし、その情報は議員全体で共有されるべきである。

この件については、一度会派に持ち帰って議論し、次回には結論を出したい。

○西田清久委員

請願・陳情の重要性を市民に周知することは極めて大切である。議員間だけでなく、市民に対しても適切に知らせるべきである。

一方で、陳情・請願の内容が課題である。まちづくりに大きく関わり、執行部に優先的な推進を求めるべき事案については、議会も多角的に働き掛ける必要がある。

しかし、最近の案件には議会だけでは解決が困難なものも増えている。議会で議論や検証を重ねても進展せず、執行部との判断の相違から繰り返し陳情が出される事例もあり、対応に苦慮する。議会が積極的に推進すべき部分と、執行部に委ねる部分を整理できれば、管理も円滑になると考えている。

○佐々木副委員長

議会の判断と執行部の判断が異なる場合があるのは当然である。議会が進めるべ

きと判断しても、執行部側が同様に考えないこともある。議会が判断を下す際には、単なる賛同ではなく、それが市民や市政にとって真に有益であるかをしっかり判断するのが責務である。

採択された以上、反対した議員であっても無関心でいることは許されないが、案件を精査して注視することは必要である。全ての案件を一律に追うのではなく、絞り込みが必要であると感じている。

○川神委員長

各委員から多様な視点での意見が出された。採択された陳情・請願を慎重に扱い、尊重すべきであるという点は共通している。実際の議会運営において、委員会が執行部との共通認識の下、採択案件をどう扱うかを慎重に審議する中で、ある程度の取捨選択が生じる可能性はある。

最終的に市民生活や市民福祉が向上することが目的であるため、委員会の責任は重大である。

本件に関しても、会派に持ち帰って議論を深めてほしい。次回には方針を決定する。

本日準備した議題は以上である。

確認だが、アンケートに関しては、必要に応じて議員名を記入できる運用の是非について、会派内で十分に議論してほしい。また、アンケートの内容についても意見があれば集約をお願いします。

次に、逐条解説に関しては、本日出た指摘を踏まえ、6月4日の全員協議会に向けて会派で改めて意見をまとめてほしい。

そして、採択された陳情・請願へのフォローアップ手法についても、対象の選定や市民への公表過程を含め、会派で再度検討をお願いします。次回の委員会で最終的な結論を出したい。

以上の3点について、各会派での積極的な議論を願う。

5 その他

○川神委員長

次回の開催日と議題についてである。議題に関しては、先に述べた3点を会派に持ち帰り、出された意見を再度委員会で詰め、それぞれ決定していく。この3点が主な議題となる。

日程については、6月4日の全員協議会で議員政治倫理条例の逐条解説を説明する予定であり、5月下旬には開催しておきたい。事務局から提案があるか。

○濱見書記

5月18日月曜日に議会運営委員会が予定されている。望ましいのは、その時点で議会基本条例の見直しに関する結論が出ていることだが、困難であればその次とする。6月4日の全員協議会までに逐条解説を確定させたいので、5月18日や6月4日の直前までをめどにするかの選択肢がある。

5月最終週の25日から27日にかけては3常任委員会が開催されるため、そこに合わせるか、それ以前に実施するか、委員各位で調整を願いたい。

○川神委員長

5月は地域井戸端会も予定されており、各委員は多忙であると推察する。

18日までに議会基本条例の運用等についての議論を間に合わせるか、あるいは25日の週に設定するか。委員各位の意見を求める。

(日程調整中)

各委員の予定を確認した結果、5月18日午後1時半に第7回特別委員会を開催することとする。これにより、18日の議会運営委員会への報告は間に合わないことになるが、やむを得ない。18日午後には持ち帰った3点についておおむね決定できるよう、会派内で十分な意見交換を行っていただきたい。

以上で第6回議員定数等議会活性化特別委員会を閉会する。

[12 時 01 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司